

当社発行全国百貨店共通商品券・東武商品券・商品お取替券の利用者保護等に関するお知らせ

【利用者資金の保全方法】

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称：

当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・日本割賦保証株式会社
- ・三井住友信託銀行株式会社
- ・株式会社栃木銀行

【無権限取引※により発生した損失の補償等の対応方針】

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

<東武商品券、全国百貨店共通商品券、商品お取替券について>

東武商品券、全国百貨店共通商品券、商品お取替券の紛失、盗難等により、利用者に生じた損失につきましては、当社は一切その責を負いません。

管理には十分ご注意ください。

株式会社東武宇都宮百貨店